

東社協福祉施設経営相談室だより

No.125(全3枚)

平成30年4月26日

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正について発出

平成30年4月16日、『社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について』の一部改正について（厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）が発出されました。

通知では、主に以下のような点が改正されています。

- 監査担当者の主観的な判断で法令又は通知の根拠なしに指摘を行わないことを追記
- 理事会の議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発出した場合、個々の議案の際にその確認を行う必要はないことを追記
- 役員等報酬が無報酬である場合の役員報酬基準の指導方針を明示
- 「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」の改正に伴う見直し
- 会計管理部分に関する指摘事項の整理・追加
- 法人が行う契約等に係る監査事項を追加 等

また、今回の改正に伴い発出された「社会福祉法人に対する指導監査に関するQ&A (vol.3)」では、以下の考え方が新たに示されています。

- 役員及び評議員の報酬について、定款で無報酬と定めた場合、別途支給基準を策定する必要はない
- 理事長等の職務執行状況の定期的な報告については、理事長等の職務執行状況の報告としての報告がなされているかを議事録等で確認する
- 「規程・体制」のチェックポイント「会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制とされているか」について、小規模法人で複数の担当者が設置することが困難な場合は、担当者以外の者が重ねて確認する等の方法により、適正な会計処理に努める

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

- ・ 「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正について
- ・ 社会福祉法人に対する指導監査に関するQ&A (vol.3)

NHKの受信料の社会福祉施設に関する免除規定の変更について

NHKでは、平成30年4月1日より、社会福祉施設または事業所における放送受信料の免除基準を変更し、社会福祉法に規定されている社会福祉事業を行なうすべての施設または事業所が免除の対象となりました。

ただし、免除対象となるのは、あくまでも「入所者・利用者の専用に供するために設置された受信機」であり、事務室、従業員休憩室、入所者・利用者以外も利用する食堂等に設置された受信機は免除対象外とされていますのでご注意ください。

お手続きに関するお問い合わせは、最寄りのNHK窓口またはNHKふれあいセンターまでお願いいたします。

＜新たに受信料免除となる対象（平成30年4月以降）＞

社会福祉施設に関する免除基準の変更について

現行の免除対象	
児童福祉関連	助産施設／乳児院／母子生活支援施設／保育所／幼保連携型認定こども園／児童厚生施設／児童看護施設／障害児入所施設／児童発達支援センター／児童心理治療施設／児童自立支援施設／児童家庭支援センター等
障害者福祉関連	身体障害者福祉センター／補装具製作施設／視覚障害者情報提供施設等
老人福祉関連	養護老人ホーム／特別養護老人ホーム／軽費老人ホーム／老人デイサービスセンター／老人短期入所施設／老人福祉センター／老人介護支援センター等
上記以外	生活保護施設／母子福祉施設等



新たな免除対象	
児童福祉関連	障害児通所支援事業のうち「保育所等訪問支援」／障害児相談支援事業／子育て短期支援事業／乳児家庭全戸訪問事業／養育支援訪問事業／地域子育て支援拠点事業／一時預かり事業／小規模住居型児童養育事業／小規模保育事業／病児保育事業／子育て援助活動支援事業
障害者福祉関連	障害福祉サービスのうち「同行援護」／障害福祉サービスのうち「療養介護」／一般相談支援事業／特定相談支援事業／移動支援事業／身体障害者生活訓練等事業／手話通訳事業／介助犬訓練事業／聴導犬訓練事業／盲導犬訓練施設
老人福祉関連	小規模多機能型居宅介護事業／複合型サービス福祉事業
上記以外	福祉サービス利用援助事業／認定生活困窮者就業訓練事業

（※）更生保護事業関連の一時保護事業・連絡助成事業も対象

社会福祉法に規定されている社会福祉事業を行うすべての施設・事業所が受信料免除の対象*
 ＊受信料免除の対象となるのは、入所者・利用者の専用に供するため、その施設管理者が受信機を設置して締結する放送受信契約です。
 事務室、従業員休憩室、入所者・利用者以外も利用する食堂等に受信機を設置する場合は、入所者・利用者の専用ではないため、受信料免除の対象外となります。

平成30年度 経営相談の体制

平成29年度の経営相談は一般相談が約1,000件、専門相談が約80件、総数で約1,100件の相談をいただきました。社会福祉法人制度改革への対応が求められる中、上半期は理事会・評議員会の運営等についてのご相談が多く寄せられましたが、下半期は例年と同様に、会計・経理に関するご相談を多数いただきました。

平成30年度の相談体制は以下の通りとなっております。

今後とも、皆様方にお役に立つよう経営相談事業を実施して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

＜専門相談＞

法律相談 小嶋 正（弁護士） 会計相談 宮内 忍（公認会計士）
 労務相談 綱川 晃弘（社会保険労務士） 税務相談 宮内真木子（税理士）

＜一般相談＞

専任相談員 中島滋夫（週3日） 佐伯克子（週2日）



本経営相談室だよりは、東社協HP (<http://www.tosw.tvac.or.jp/>) にも掲載しています。東社協HPトップ画面の「対象者別検索」にある「福祉関係者の方へ」の中にある「福祉施設・事業者の経営相談」をクリックしてください。経営相談室だよりをPDFファイルで掲載しております。

東京都社会福祉協議会 経営相談室

社会福祉法人・福祉施設の経営・運営に関する相談を受けています。日常の施設運営にかかる相談の他、弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士がそれぞれの専門分野の相談に応じます。

月曜～金曜（祝祭日、年末年始休）9時～17時45分 TEL03-3268-7170

* 本相談室へのご相談は、東社協HPにある 指定の相談票 にご記入のうえ、k_soudan@tosw.tvac.or.jp へお送りください。